

令和5年第4回市議会定例会（12月）



陳 情 書



秋田県由利本荘市議会

目 次

陳情第 12 号	学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級 編制基準と基礎定数の改善による正規教員増を国に求める意 見書提出についての陳情	… 1 P
陳情第 13 号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を国に 求める意見書提出についての陳情	… 3 P
陳情第 14 号	国民の命と健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設へ の支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を国に求 める意見書提出についての陳情	… 5 P
陳情第 15 号	健康保険証廃止の中止を国に求める意見書提出についての 陳情	… 7 P
陳情第 16 号	子供の医療費助成を中学校から高校卒業まで引き上げること を秋田県に求める意見書提出についての陳情	… 9 P

(写)

陳情第 12 号

令和 5 年 8 月 25 日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、学級編制基準と基礎定数の改善による正規教員増を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

文科省によれば、2021 年度始業時において公立学校全体で 2,558 人もの教員不足が発生していました。その後も、産・育休などの代替教員が見つからないため、児童生徒が自習を余儀なくされたり、管理職が担任したりする事例が頻発しています。欠員分の業務をカバーする教員の過重労働はさらなる病気休職や離職につながり、教員不足を深刻化させるという負の連鎖が止まらなくなっています。

その主な原因は、大量採用期の教員の退職により教員需要が増大していることに加え、教員雇用の非正規依存が進み教員供給が不安定化したことにあります。国・地方財政難で給与費抑制・削減が進められる中、少子化進行による将来の教員過員を回避するための雇用調整として正規採用が控えられ、非正規教員が増え続けています。2021 年度の公立学校教員の非正規率は小・中・高ともに 10%を超え、特別支援学校においては実に 18.57%でした。その背景には、義務教育費国庫負担率 2 分の 1 から 3 分の 1 への縮減など 2000 年代以来の教職員給与費制度の改変も影響しています。

また、教員の長時間過密労働が表面化したことで教職希望者が減少していることも教員不足の要因となっています。小学校教諭の 33.4%、中学校教諭の 57.7%は月 80 時間以上時間外労働の「過労死ライン」を超えて働いています。鬱病など精神疾患を理由に休職した教職員は、2021 年度には過去最多の 5,897 人を記録しました。また、過密労働のため授業を準備する時間も不十分なままに指導し続けなければならない、「子供にもっとゆっくり丁寧に関わって、楽しく分かる授業がしたいのにできない」状態が恒常化し、学校教育に対する不信を招く結果となっています。こうした教育現場の実態を早急に改善し、教員の人権を擁護することが喫緊の課題です。

教員不足と長時間過密労働を解消することと、子供の学習権を保障し教育活動を充実させることとを両立させるためには、正規教員を増やすことが不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務標準法」という。）は、公立小中学校の教員標準定数を基礎定数と加配定数の組み合わせにより算定していますが、近年の定数改善は若干の加配定数増が中心の小規模なものにとどまってきました。正規教員を抜本的に増やすには、義務標準法第 7 条第 1 項第 1 号の教員基礎定数の算定方

法（標準学級数×乗ずる数における「乗ずる数」の数値）を改正して学級担任外教員数を増やし、各教員の授業担当こま数を減らすことが効果的です。「乗ずる数」を1.25倍するだけで、教諭の週平均授業担当こま数を、小学校なら1日平均4こま（空きこま2程度）に、中学校なら1日平均3こま（空きこま3程度）に減少させることができます。そのために教員数は約12万4千人、予算は約9,800億円が必要となりますが、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」により教員に支給されていない時間外勤務手当を現在の労働時間で支給した場合約9,000億円が必要という文科省の試算を考えても現実的な政策です。

2021年に小学校全学年35人学級制（「標準学級数」を算定する学級編制標準の35人化）が41年ぶりに実現しましたが、諸外国と比べて35人はもはや「少人数学級」とは呼べず、中学・高校はいまだ40人学級のままです。「乗ずる数」に至っては1993年以来30年間改正されず、教育ニーズが増大する教育現場の実態に合わなくなっています。（「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」第9条は、収容定員数を「除すべき数」で割ることで標準教員数を算定）

教員の労働条件は子供の教育条件であり、教育基本法第9条第2項には「その身分は尊重され、待遇の適正が期せられ」なければならないと規定されています。公教育を持続可能なものとして発展させていくために少人数学級制（義務標準法第3条学級編制標準の少人数化）の拡充とともに「乗ずる数」「除すべき数」の数値を改正することによる教員基礎定数の算定方式の改善で正規教員を抜本的に増やすことを求めます。

以上の趣旨から下記事項について、地方自治法第99条の規定に基づき衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

1. 公立小中学校・高等学校の学級編制標準を改正し、少人数学級制を拡充すること。
2. 基礎定数の「乗ずる数」「除すべき数」の数値を改正し、教員の授業担當時数の軽減を行うこと。

令和5年8月23日

由利本荘市議会議員 伊藤 順 男 様

加賀屋 俊 悦 ㊤

(写)

陳情第 13 号

令和 5 年 10 月 5 日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

日本医療労働組合連合会・全国大学高専教職員組合・日本自治体労働組合総連合で取り組んだ「2022 年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は 8 割にも上り、仕事を辞めたい理由（3 つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6 割、「賃金が安い」4 割、「思うように休暇が取れない」3 割、「夜勤がづらい」2 割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2 割などと続きました。

今年 7 月に起きた秋田豪雨災害をはじめ、全国で毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。

つきましては、安全・安心の医療・介護の実現、国民が安心して暮らせる社会実現のために下記事項について、地方自治法第 99 条に基づき、国及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。

2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

(1) 労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

(2) 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

(3) 介護施設や有床診療所などで行われている「一人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。

4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

令和5年10月3日

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様


秋田県医療労働組合連合会

執行委員長 奥井 明子 ㊞

(写)

陳情第 14 号

令和 5 年 10 月 5 日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

国民の命と健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し全てのケア労働者の賃上げや人員増を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022 年 10 月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。4 年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民の命と健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。

しかし賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約 166 万人の 35%程度である 57 万人しか対象にならず、施設数でみれば、17 万 8,000 余りある医療施設のうち対象は 2,720 施設と僅か 1.5%程度にすぎません。コロナ禍において国民の命や健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種ではありません。

さらに、40 年ぶりの物価高騰を背景に、2023 年春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇を超える賃上げ」を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼びかけたことも、中小企業の賃上げを後押ししました。

しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物やサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、国からの感染症病床の拡充要請に応えるために医療機能を変更

してまで体制を整え、その病床が埋まらなかったから補助金返還を強要する対応は本末転倒です。そして、診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきです。

つきましては、下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

1. 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実現すること。
2. 全ての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

令和5年10月3日

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様


秋田県医療労働組合連合会
執行委員長 奥井 明子 ㊞

(写)

陳情第 15 号

令和 5 年 10 月 5 日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

健康保険証廃止の中止を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

健康保険証の廃止により健康保険証が持てず、保険診療を受け入れられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを求めます。

マイナンバーカードをめぐる問題が続出する中、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案が、令和 5 年 6 月 2 日の参議院本会議で可決、成立しました。

マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証を一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換であります。法律の可決後も個人情報に関わる問題などが次々と明らかになりました。十分な審議が尽くされたとは到底思えない状況です。

健康保険証の廃止に対する反対の世論が高まる中、共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計 72.1%に上ったと報道されています。また、全国保険医団体連合会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答しています。

健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められています。

よって、国においては、健康保険証の廃止により健康保険証を持てず、保険診療を受けられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望します。

つきましては、下記事項について、地方自治法第 99 条に基づき、国及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

現行の健康保険証を残すこと。

令和5年10月3日

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様



秋田県医療労働組合連合会

執行委員長 奥 井 明 子 ㊟

(写)

陳情第 16 号

令和 5 年 10 月 30 日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

子供の医療費助成を中学校から高校卒業まで引き上げることを秋田県に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

少子高齢化に取り組む自治体の重要な施策として、子育て家庭を財政面から支援する子供の医療費助成が全国で大きく広がっています。2018 年の厚生労働省の調査では、中学校卒業までの助成は 2009 年で 345 自治体でしたが、2018 年には 1,007 自治体へと 3 倍に広がりました。また高校卒業までの助成は 2009 年の 2 自治体から 2018 年には 541 自治体へと拡大しています。最近では岩手県、群馬県、さらに東京都でも杉並区や練馬区などで通院、入院とも高校卒業まで助成を決め、子供の医療費を無料にする自治体がさらに増えています。

秋田県は 2016 年に全国に先駆けて中学生卒業までの医療費助成を決めました。先行して中学生までの医療費無料化を実施していた自治体は新たに高校卒業まで医療費無料化を拡大。そして、2023 年 8 月には 25 市町村全てで高校卒業までの子供の医療費無料化を実施しました。自己負担や所得制限があるのは 2 市のみでそれ以外は完全無料化となりました。

全国知事会や市長会、町村会なども地方自治体ごとにばらばらの制度になっているのはふさわしくないとして、国が責任を持って子供の医療費無料化を実施すべきとの提言も行っています。

しかしながら、まだ、直ちにこれが実現する状況となっていない中、秋田県として助成を拡大し市町村を支援することを要望するものです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第 99 条に基づき、秋田県に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

子供の医療費助成を中学校から高校卒業まで引き上げること。

令和 5 年 10 月 26 日

由利本荘市議会議長 伊 藤 順 男 様


秋田県社会保障推進協議会

会長 佐 藤 幸 美 ㊞